日本家庭科教育学会会則

第1条(名称)

本会は、日本家庭科教育学会 (The Japan Association of Home Economics Education) と称する。

第2条(事務局、地区会)

事務局を東京都におき、地区会を下記の9地区におく。

北海道、東北、関東(山梨県を含む) 北陸(長野県を含む) 東海(三重県を含む) 近畿、中国、四国、九州(沖縄県を含む)

第3条(目的)

本会は、家庭科教育に関する研究を推進し、あわせて会員相互の親睦、向上、連絡をはかることを目的とする。

第4条(総会)

総会は、毎年1回、会長がこれを招集する。ただし、緊急を要する場合には、臨時に総会を招集することがある。

第5条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 研究発表会
- 2) 日本家庭科教育学会誌 (Journal of the Japan Association of Home Economics Education)、その他の図書の刊行
 - 3) 研究および調査の実施
 - 4) 内外の関連学会・協会との連絡および協力
 - 5) その他、目的を達成するために必要な事業

第6条(会員)

本会の会員は次の通りとする。

1) 正会員

小学校より大学にいたる家庭科教育に関連する教育職員、その他、家庭科教育に関 心を持ち、規定の会費を納入する者

2) 学生会員

本会の目的に賛同し規定の会費を納入する学生

3) 賛助会員

本会の目的に賛同し規定の会費を納入する者、または団体

4) 名誉会員

正会員であって、本会の発展につくし総会で承認された者、会費納入の必要はない。

5) 海外会員

海外に居住する者で、本会に目的に賛同し規定の会費を納入する者

6) 会員は、原則として地区会に所属し、活動する。

第7条(入会)

本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受け、入会金および会費を納入するものとする。

第8条(入会金および会費)

本会への入会金および会費は、当分の間、次の通りとする。

- 1) 入会金・・・・1,000 円 会 費・・・・正会員 9,000 円、学生会員 5,000 円、 賛助会員 20,000 円、海外会員 9,500 円
 - 2) 既納の入会金および会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第9条(資格の喪失)

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- 2) 退会したとき
- 2) 会費を3年以上滞納したとき

第10条(役員および役員の選出)

本会は、次の役員をおく。

- 1) 理事(会長、副会長、常任理事、常任理事以外の理事)
- 2) 監事
- 2 役員の選出は次の通りとし、総会でこれを承認する。
 - 1) 理事 22 名は、別に定める理事選挙規定により選出する。
- 2) 会長1名は、選出された理事の中から別に定める理事選挙規定により選出する。 副会長3名、常任理事6名は、選出された理事の中から互選で選出する。
- 3) 必要があれば、別に定める理事選挙規定により、会長指名による若干名の理事をおくことができる。
 - 4) 監事2名は、理事会において推薦する。

第11条(役員の任務)

役員の任務は次の通りとする。

- 1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。会長は、総会、理事会、常任理事会および地区会代表者会議を招集する。
 - 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会務を代行する。
 - 3) 理事は、理事会を構成し、会務を審議する。
 - 4) 常任理事は、常任理事会を構成し、会務を執行する。
 - 5) 監事は、会計の監査を行う。

第12条(役員の任期)

役員の任期は次の通りとする。

- 1) 理事の任期はこれを2年とし、再選することができる。ただし連続の場合は2期までとする。
 - 2) 監事の任期は2年とし、再選することはできない。

第13条(役員の補充)

役員の補充は次の通りとする。

- 1) 会長、副会長、常任理事、監事に欠員が生じたときは、本則第 10 条 2 項 2)、4) に準じて選出する。
 - 2) 1)以外の理事に欠員が生じたときは、別に定める理事選挙規定により選出する。
 - 3) 選出された役員の任期は、前任者の残余とする。

第14条(会議)

本会の会議は、総会、理事会、常任理事会、地区会代表者会議とする。

- 1) 総会は、全会員をもって構成し、重要な会務の議決をする。
- 2) 理事会は、会長、副会長、その他の理事をもって構成し、会務を審議する。
- 3) 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成し、会務を執行する。
- 4) 地区会代表者会議は、地区会を代表する者および理事会構成員をもって構成し、主に地区会の活動に関わる重要な案件について審議する。

第 15 条 (会計)

本会の経費は入会金・会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第16条(附則)

この会則の変更は、総会の議を経て行う。

2. この会則の施行は、2006年12月9日に改正し、2007年7月1日から行うものとする。ただし、理事会構成については2007年1月1日からとする。昭和33年6月15日、昭和44年6月14日、昭和52年1月1日、平成元年6月17日、平成10年6月13日、平成13年6月23日、平成14年6月29日施行のものは、これを廃棄する。